

地区整備計画

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	第2地区	
		地区の区域	計画図表示のとおり。	
		地区の面積	約 0.5ヘクタール	
	建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅・共同住宅・寄宿舎・下宿・診療所。</p> <p>(2) 事務所、店舗その他次に掲げるものに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもので、かつ2階以下であること。</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p>エ 作業場の床面積の合計が50平方メートル以内であり、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 作業場の床面積の合計が50平方メートル以内であり、自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>キ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) (1)又は(2)の建築物に付属するもの。ただし、延べ面積が50平方メートルを越えるものは除く。</p>
		建築物の容積率の最高限度	10分の15	
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6	
		建築物の敷地面積の最低限度	240平方メートル	
		壁面の位置の制限	<p>敷地境界線（隅切部分は除く。）から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は1.0メートルとすること。</p> <p>ただし、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が6メートル以下のもの及び物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以下であるものは除く。</p>	
		建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は、地盤面から10メートルとする。	
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>(1) 自己の用に供する公告物・看板類の地上公告物の設置は、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 地盤面からの最高の高さ（脚長を含む）が10メートル以下</p> <p>イ 一辺（脚長を除く）の長さが3.0メートル以下</p> <p>ウ 最大表示面積（表示面が2面以上のときはその合計）が15平方メートル以下</p> <p>(2) 自己の用に供する公告物・看板類の壁面公告物及び突出し壁面公告物の表示は、次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 地盤面からの最高の高さが10メートル以下</p> <p>イ 最大表示面積（表示面が2面以上のときはその合計）が15平方メートル以下</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の公告物・看板類は、設置及び表示してはならない。</p>	
		塀・門・かき又はさくの高さの制限	1.2メートル以下	
		備考	用語の定義及び面積の算定方法は、建築基準法及び同法施行令による。	